⑵　前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。

①　前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を９級以上とする。

②　前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦４㎜×横４㎜以上とする。

③　前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。

〈記載例（※）〉

返済等でお悩みの方は
日本貸金業協会（相談・苦情受付窓口）0570―051―051
（受付時間９：00～17：30　休：土、日、祝日、年末年始）

※　視認性の確保のため罫線で囲む

⑶　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数９級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。

イ　貸付条件の確認
ロ　使い過ぎ、借り過ぎへの注意
ハ　計画的な借入れ

＜文言例＞

「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」

⑷　「表現内容」については、以下の事項に留意する。

また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないものとし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。

①　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

②　比較広告を行わないこと。

③　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。

６．屋外広告看板等に関する留意事項

⑴　「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。（規則第61条）

①　「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。

②　「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。

⑵　「全般的な留意事項」としては、以下の事項に留意する。（規則第62条）

①　景観等への配慮をすること。

②　借入れを促す表現を表示しないこと。

③　電話番号又はインターネットアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。

④　条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。

⑤　24時以降は消灯すること（ただし、貸金業以外をその営業収益の過半とする協会員等が設置している場合を除く。）。

⑶　「設置に関する留意事項」に関しては、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。

ただし、以下に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。（規則第63条）

①　協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員［ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権｛総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む）をいう｝の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く］が設置する場合

②　貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合

③　協会員等が所有する建物に設置する場合

④　合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合

⑷　「協会に対する説明」として、自己が設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、⑵、⑶に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、適切な措置を講じなければならない。（規則第64条）

７．個人向け無担保無保証貸付以外の貸付け広告に関する留意事項

法第15条及び第16条を遵守した対応はもとより、規則の趣旨を踏まえた対応をするように留意し、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。

Ⅲ．誇大広告の禁止等に関する基準

１．誇大広告の禁止等

貸金業者は、その貸金業の業務に関して広告をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない。（法第16条第１項）

なお、「著しく事実に相違する表示」、「実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示」とは、広告として一般に通常人が事実に著しく相違する、又は著しく有利と判断するものをいい、実際にその誇大広告によって、事実誤認や有利誤認をしたか否かを問わない。

その他、法及び施行規則、並びに規則で定める表示してはならない表現等については、個別かつ具体的に、規模や業態に応じて判断する必要があるが、広告により提供される情報が、資金需要者等の商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、「２．」以下の例示を参考に、各項目の規制の趣旨に反する表現をしてはならない。

２．資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明（法第16条第２項第１号）

この規定は、提供条件が限られた商品（金利帯も含む）にもかかわらず、資金需要者がそれを通常提供される商品と誤認するような表示や、それぞれの商品が適用になる顧客の条件等の内容において、実際と異なる表示やあいまいな表示などを行うことにより、資金需要者等に誤解を生じさせることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば以下の表現が考えられる。

例）ア　○○ローン特別低利融資実施中
イ　短期間無利息融資又は短期間超低利融資
（※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
ウ　記念特融中
エ　特別優遇・優遇金利
（※比較の対象となる自社商品があり、その旨の説明があれば可）
オ　○○日間のみ年利○○%でご融資
（※期間及び貸付けの利率を表示すればこの限りではない）
カ　金利引下げ、お安くなりました
（※実施時期、旧料率の表示がなく、事実に反するもの）
キ　年率○○．○%～○○．○%
（※下限の金利を著しく強調している表示）

３．他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘（広告から誘引すること）する旨の表示又は説明（法第16条第２項第２号）

この規定は、既に他の貸金業者からの借り入れが多くある者に対し、又は、失業者などの返済能力がないと思われる者に対して、新たな貸付けを行うことは、多重債務化を助長することに繋がるものと考えられ、これを防止するために規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものは、例えば以下の表現が考えられる。

例）ア　他店利用者是非相談
イ　他店利用者大歓迎
ウ　他店利用件数は問題ではありません
エ　今あなたは何件利用していますか
オ　貸出窓口大幅拡大
カ　担保無設定融資（※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可）